

- ・「発症日」とは…病院で診断された日ではなく、症状（37.5℃以上の発熱や咽頭痛、頭痛など）が始まった日のことです。
- ・「症状が軽快」とは…解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることです。
- ・発症した当日を0日と数えますので、最低でも6日間は出席停止となります。
- ・症状が軽快した日によって、出席停止日が延期されますので、その時は学校まで連絡をお願いします。

3 出席停止に係る留意事項

- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。
- 出席停止後、学校に陰性証明や検査結果を証明する書類を提出する必要はありません。
- 濃厚接触者としての特定は行われません。新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養することが重要ですので、無理して登校をすることがないようにお願いいたします。その場合は、欠席扱いとなります。

4 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1) 平時において

- 「特段の感染症対策を講じる必要はなく、学校教育活動においては、マスクの着用を求めない」「学校給食の場面で、黙食は必要ない」ことを基本とします。
- 「家庭との連携による児童生徒の健康の把握」「適切な換気の確保」「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」は継続して実施します。

(2) 感染が流行している場合

- 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるようにします。
- 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保します。

5 本校におけるマスクの着用について

- 平時におけるマスクの着用は、児童生徒及び保護者、教職員個人の判断とし、着用は求めません。コロナウイルス感染症予防のために引き続きマスクを着用しても構いません。しかし、スクールバス内については、教室等と比べ、空間が限られていることや、登校時は乗車率が高いこと等の理由から、マスクの着用を推奨いたします。
- 感染が流行拡大している場合については、マスクの着用をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。